

通所介護サービス料金表

令和4年10月1日

久慈川荘デイサービスセンター

下記の料金表1～3は要介護・要支援又、日常生活支援事業の程度区分に応じたサービス料金から、介護保険給付費を除いた金額(自己負担額)に食費を加えた金額をお支払いください。

1 要介護区分別サービス利用料金(1回あたり)

1回あたり:単位 円

区分 介護度	基本介護料	加算			合計	自己負担額	
		サービス提供体制加算	個別機能訓練	入浴介助		自己負担	食事負担額
要介護 1	5,810	220	560	400	6,950	695	500
要介護 2	6,860				8,000	800	
要介護 3	7,920				9,060	906	
要介護 4	8,970				10,110	1,011	
要介護 5	10,030				11,170	1,117	

* 上記サービス利用金額は1回当たりの利用料金になりますが、食事代を除いた1ヶ月の合計に処遇改善加算5.9%および特定処遇改善加算1.2%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.1%を加えた金額が自己負担金額になります。* 自己負担が2割・3割の場合、金額が変わります。

◎その他の介護給付サービス加算

加算	サービス利用料金	介護保険給付費	自己負担額	備考
若年性認知症ケア加算	600円/回	540円	60円	

※若年性認知症のご利用者や家族の希望を踏まえ、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算します。

2 要支援区分別サービス利用料金(1ヶ月あたり)

1月当たり:単位 円

要支援区分	1ヶ月料金	運動器機能訓練	サービス提供体制加算	サービス利用料合計	処遇改善加算	特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担合計(1割負担の場合)
要支援1	1,672	225	88	1,985	5,9%	1,2%	1,1%	2,148
要支援2	3,428	225	176	3,829	5,9%	1,2%	1,1%	4,143

* 現在、要支援認定を受けている方のサービス利用料金です。自己負担が2割・3割の場合、金額が変わります。利用料金は、1ヶ月単位となりますが、食事代(500円×利用回数)を加えた金額が自己負担金になります。

3 日常生活支援総合事業利用料金(1ヶ月あたり)

1月当たり:単位 円

要支援区分	1ヶ月料金	運動機能訓練	サービス提供体制加算	サービス利用料合計	処遇改善加算	特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担合計(1割負担の場合)
通所型サービス1	1,672	225	88	1,985	5,9%	1,2%	1,1%	2,148
同サービス日割	55/日	225	88	日数×加算	5,9%	1,2%	1,1%	
同サービス1回数	384/回	225	88	回数×加算	5,9%	1,2%	1,1%	
通所型サービス2	3,428	225	176	3,829	5,9%	1,2%	1,1%	4,143
同サービス日割	113/日	225	176	日数×加算	5,9%	1,2%	1,1%	
同サービス1回数	395/回	225	176	回数×加算	5,9%	1,2%	1,1%	

※ 日常生活支援総合事業対象者のサービス利用料金です。利用料金は基本1ヶ月単位となりますが、食事代(500円×利用回数)を加えた金額が自己負担金になります。* 自己負担割合が2割・3割の場合、金額が変わります。

○ 他の介護保険サービスを利用した場合、利用料金は日割りとなります。(要支援1・2)

○ 途中ででの契約において契約月にサービスを利用した場合は、契約日からの日割り料金となります。

○ 多様なサービスと組み合わせた場合、利用料金は1回当たりとなります。

多様なサービスと組み合わせた場合の利用回数は1ヶ月の中で通所型サービス1=4回まで、通所型サービス2=5回～8回までです。

○ 要介護認定を受ける前に、緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けた時やケアプランにないサービスで利用した時などは、償還払いとなりますが、介護保険給付申請に必要な「サービス提供証明書・介護サービスを受けた領収書」を交付します。